

第 1 回

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

日時：平成 17 年 12 月 16 日（月）16：05～18：20

場所：国土交通省 11 階 特別会議室

（議事録）

## 開 会

鈴木政策評価官 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第1回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、政策評価官の鈴木と申します。本日の議事進行につきまして、後ほど座長を互選していただくまでの間、私が務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員にご就任いただきました方々につきましては、お手元の資料1に名簿を掲載させていただいておりますが、本日は初回でもございますので、事務局のほうから本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。順不同でございます。

まず、巽委員でございます。

続きまして、山田委員でございます。

井出委員でございます。

和田委員でございます。

鳶委員でございます。

大河内委員でございます。

小谷委員でございます。

なお、野城委員につきましては、若干遅れられるというご連絡をちょうだいしております。また、本日は穂山委員と白石委員はご欠席という連絡をいただいております。

それでは、第1回の委員会でございますので、初めに北側国土交通大臣からご挨拶申し上げます。

北側大臣 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました国土交通大臣の北側一雄でございます。

本日は、大変お忙しい中、この委員会の委員としてまずご就任をいただき、そして本会議にご出席を賜ったこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回の構造計算書偽装問題に関しましては、さまざまな課題がございます。今、建築行政をはじめ、わが国の住宅・建築物の安全性に対する信頼が大きく揺らいでいるというこ

とでございます。早急に国民の信頼を回復できるよう、建築行政の再構築に励んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。さまざまな課題があるわけでございます。制度上の課題ももちろんあるわけでございますし、また、これまでこの問題が発覚をしてからの行政対応上の課題についてもでございます。そうした課題につきまして、しっかり検討を加えまして、建築行政を確固たるものにしてまいりたいというふうに考えております。

このたび国土交通大臣の私的諮問機関として開催されました本委員会におきましては、国、特定行政庁でございます地方公共団体、そして民間検査機関等の関係者からもヒアリングをしていただきまして、それぞれの立場で必要となる初動対応など、いわば危機管理対応についてぜひ検討をお願いをしたいというふうに考えております。別途、社会資本整備審議会建築分科会におきまして、建築行政に関する制度上の問題点につきましてはご議論をいただいておりますが、本委員会におきましては、社会資本整備審議会とは違った観点で、また第三者の視点で自由に活発なご議論をお願いしたいと考えているところでございます。ご議論の中で、制度上対応をしなければならないという事柄に関しましては、社会資本整備審議会のほうに先生方のご意見を反映すべく活用をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

今日が第1回目でございますが、年度末を目途に5回ないし6回の開催を予定しております。大変短い期間で恐縮でございますが、委員の皆様方におかれましては、精力的なご議論をお願いする次第でございます。大変お忙しい中、この委員会にご参加いただいたことを心から感謝申し上げ、ご指導賜りますことをお願い申し上げます。冒頭の私のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

鈴木政策評価官 北側大臣は所用がございまして、ここで退席させていただきます。

北側大臣 よろしく願いいたします。

鳶委員 一言いいですか。これは緊急調査委員会という名前がついているわけですね。そういう意味で言えば、単なる建築行政だけの話ではなくて、この緊急調査委員会という名称を見ると、恐らく現在、マンションの問題で悩んでいる方とか、あるいは現実に移転しなければいけない人とか、そういう緊急の問題について何らかの指摘も出るだろうというふうに思うのです。したがって、ここでは単なる建築行政だけの問題ではなくて、そういったような問題も議論するというふうに考えてよろしいのですか。

北側大臣 ご議論の内容については、ぜひ自由にご議論いただきたいと思います。  
これだけしか議論してはならないということはございません。今、刻々と状況が変化  
中で、私ども行政側、国も特定行政庁のほうも今懸命に住民の皆様と協議をし、万全の対  
応をすべくやっているところでございますが、そこにも、もっとこうすればいいのでは  
ないかというふうなご指摘がございますならば、これはぜひご意見を賜りたいというふう  
に思っております。

鈴木政策評価官 よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

(北側大臣退室)

鈴木政策評価官 なお、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、  
カメラの方々につきましてはご退席をお願い申し上げます。

(報道機関関係者退室)

鈴木政策評価官 それでは、議事に入ります前に、まず資料の確認をお願いいたします。  
お手元に資料が配られておるかと思いますが、まず資料1といたしまして「構造計算書偽  
装問題に関する緊急調査委員会名簿」というのをお配りさせていただいております。資料  
2といたしまして、「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会運営要領(案)」をお  
配りさせていただいております。それから、資料3-1といたしまして「建築設計事務所  
による構造計算書の偽装とその対応について」。資料3-2といたしまして「主な経緯」。  
資料3-3といたしまして「建築確認制度の関連資料」。それから、資料4-1といたし  
まして「委員会開催スケジュール(案)」。資料4-2といたしまして「指定確認検査機  
関・特定行政庁一覧(構造計算偽装問題関連)」という資料をお配りさせていただいてお  
るかと思っております。

そのほかの資料といたしまして、参考資料ということでございますけれども、参考資料  
1といたしまして「国会審議における国土交通省・地方公共団体・指定確認検査機関の対  
応状況等に対する指摘について」。参考資料2といたしまして「新聞記事における国土交  
通省・地方公共団体・指定確認検査機関の対応状況等に対する指摘について」と、2点参  
考資料をお配りさせていただいております。この参考資料につきましては、本日は特にご  
説明は申し上げますが、今まで国会審議、あるいは新聞記事等で行政対応につきまして  
指摘されているものをまとめたものでございまして、今後のご議論のご参考にしていただ  
ければと思っております。

以上の資料につきまして、欠けておるものがございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、本委員会の運営要領（案）についてお諮りをしたいと思います。資料2をご覧いただきたいと思います。

運営要領（案）でございますが、私のほうから読ませていただきます。

#### 構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会運営要領（案）

（趣旨）

第一条 「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」（以下「委員会」という。）は、国土交通大臣の私的諮問機関として、構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題を検証し、今後の建築行政における緊急対応のあり方について調査検討を行う。

（座長）

第二条 委員会に、座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、議長として委員会の議事を運営する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第三条 委員会は、座長が招集する。

2 座長は、委員会を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（委員以外の者の出席）

第四条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の公開）

第五条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

（委任規定）

第六条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定め

る。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。

附 則

この運営要領は、平成17年12月16日から施行する。

以上が運営要領(案)でございますが、この案につきまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

山田委員 質問ですけれども、「公開とする」という意味ですが、これはきっと議事録はお録りになるのですね。

鈴木政策評価官 はい。

山田委員 それは顕名とすることも意味しているということでございますか。

鈴木政策評価官 顕名と申しますと・・・。

山田委員 発言者の名前を逐一記載していくということですか。

鈴木政策評価官 今考えておりますのは、各委員のお名前を書いてご発言を記すというようなことを考えております。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、今の要領(案)につきましてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木政策評価官 では、ご承認いただいたということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、今ご承認いただきました運営要領第2条第1項の規定により、当委員会の座長を互選いただきたいと存じます。

僭越ではございますが、事務局より提案させていただきたいと思えます。委員の皆様には、あらかじめ異委員を座長候補とした名簿を送付させていただき、ご意見をお聞きしたところでございますけれども、委員の皆様方のご賛同を得られれば異委員を互選いただい  
てはいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木政策評価官 ありがとうございます。異議がないということでございますので、そ

れでは、ただいまの賛同をもちまして、異委員に当委員会の座長にご就任いただきたいと思います。以後、進行につきましては異座長にお願いしたいと存じます。それでは、異座長、よろしく願いいたします。

異座長 ただいまご指名いただきました当委員会の座長を務めさせていただくことになりました異でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方のご理解とご協力によりまして、円滑に議事を取り進めたいと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

なお、座長代理の指名をさせていただきたいのですが、座長代理については小谷委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速であります但議題に入らせていただきます。

本日は、国土交通省住宅局から、これまでの経緯、対応について聞き取りをさせていただくことになっております。それでは、住宅局よりご説明をお願いいたします。

山本住宅局長 住宅局長の山本繁太郎でございます。これまでの経緯、対応についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。構造計算書の偽装とその対応について、経緯と当面の対応を整理しております。

まず、経緯でございます。イーホームズ株式会社という国土交通大臣が指定しました民間の確認検査機関から建築確認時に添付されました構造計算書の偽装の可能性について報告を受けまして、10月28日から国土交通省で調査を進めてまいりましたところ、11月16日までに、偽装が事実であること、それから偽装されました構造計算に基づいて建築部が建築されました場合に、耐震性に大きな問題があるおそれがあることが判明いたしました。

偽装しましたのは、構造設計を下請けいたしました姉齒という建築設計事務所でございます。元請けの建築設計事務所、それから建築確認いたしましたイーホームズ株式会社などにおいても、偽装であることが見過ごされて建築されたものでございます。

偽装は、11月21日までに東京都、千葉県、神奈川県で21物件を確認いたしました。うちマンションが20件、ホテルが1件でございます。この21物件のうち14物件は竣工済みでございました。

これからさらに事態は進展するわけですが、昨日の19時までに姉齒元建築士

が関与した建築物は、この21物件を含んで全体で210件あるということが建築設計事務所を監督いたします千葉県などから報告がございました。この21物件以外で偽装の疑いのある建築物が54件あることが都府県から報告されておりまして、合わせまして偽装物件は75物件となっております。このうち特定行政庁の建築確認に係る物件は、20特定行政庁27物件となっております。現在調査中のものが40件ございまして、偽装の有無、偽装があるとされたものについては耐震性の報告をお願いしているところでございます。

さらに、これに関連いたしまして、株式会社木村建設、株式会社ヒューザー、それから平成設計が設計・施工に関与いたしました物件が重複を除きまして259件ございますので、12月9日、12日に分けまして、全国の関係する特定行政庁に対しまして、これら物件について偽装の有無及び偽装があった場合には耐震性の状況について調査し、報告していただくようお願いしているところでございます。

さらに一昨日でございますが、建設業担当部局から木村建設に立入検査をいたしまして、小さな物件、雑工事物件も合わせまして3,000件の施工物件を掌握いたしました。これについて今精査をいたしてございまして、今後整理して優先順位をつけて、と同じように特定行政庁に調査をしていただくべく追加してまいりる予定でございます。

次に、これまでの対応、これからの対応についての考え方をご説明させていただきます。

まず、居住者等の安全の確保でございますが、当初から危険な建築物に居住しておられる方々の安全確保を第一に考えまして、今回事案を公表しました翌日から、国土交通省、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、それから関係する市区からなります構造計算書偽装問題対策連絡協議会を設置いたしまして、これまで6回開催してまいりました。連絡協議会では、耐震性に問題のあるマンションなどについて、安全性を確認すること、それから入居者等へ情報連絡し説明会を開催すること、危険なマンションから退去していただく居住者の受入れ住宅のあっせん、それから退去を促す基準、あるいはその手順、マンションを売りました売り主、これは建築基準法の世界では建築主に当たるわけでございますけれども、に対して売り主の責任を果たすといったようなことについての指導、さらに、分譲マンション居住者等に対して、協議会のもとに居住者等に対して総合的支援をするためのワーキンググループを設けて支援のスキームを進めております。

それから、2番目としまして処分と告発ですが、姉齒建築士の聴聞を11月24日に実

施しまして、建築士法に基づきまして12月7日に建築士資格を取消し処分しております。それから、姉齒建築士につきまして基準法違反として告発をいたしまして、12月5日に受理されております。

それから、建築確認検査制度の運用の総点検と再発防止ですけれども、指定確認検査機関について、すべての機関に立入検査をするということで、今ここに書いておりますように100人規模の点検本部を設置いたしまして、順次、立入検査を実施しているところでございます。来週にはすべて終了した上で、結果を公表したいと考えております。このようなことで、制度のいろいろな問題状況を検証しました上で、制度的な課題につきましては、社会資本整備審議会の建築分科会に基本制度部会を設置いたしまして検討していく。行政対応上の課題については、本緊急調査委員会を設置してご検討いただくこととしているところでございます。

それから、相談窓口につきましては、現に危険なマンションとの相談は、上に説明しましたワーキンググループで対処してまいるわけでございますけれども、一般的なマンションの住民の不安に伝えていくということで、特定行政庁、それから専門団体に相談窓口を設置していただいております。これは、国土交通省のホームページ、政府では官邸のホームページでも見ていただける形にしております。それから、耐震診断を希望する住民の方々へ適切な対応をするということで、国庫補助制度もございまして、これを公共団体において活用していただくように改めて要請をしております。

それから、政府の中での連絡調整でございますが、関係省庁連絡会合等を開催しております。12月6日に関係閣僚の会合をやりまして、偽装問題への当面の対応ということをもとめております。この関係閣僚の会合のほかに、関係閣僚の打ち合わせ、局長級の関係省庁連絡会合、課長級の幹事会といった会合を順次開いて対応してきているところでございます。

あと、4ページには、当初明らかになりました21物件に加えまして、危険性が明らかになりました物件を一覧性のある形で整理をしております。4ページは21物件でございます。失礼しました。その後偽装が明らかになったもの、耐震性が検証されたもの、それぞれ順次整理をしております。

それから、210件がどういう地域に賦存しているかというのは7ページでございますが、所在地を都道府県別に件数、建築物の用途、マンションであるか、それ以外であるか。

でき上がったものであるか、工事中であるかといったようなことを整理しております。その次のページには、改ざんの有無別に210件のうち改ざん・偽装が有りが75、無しが76、調査中が40といったような数字を記しております。その次のページは、その210件が経年別にそれぞれどういうふうになっているかということ整理しております。あと、危険な住宅におられる方々の退去状況でございますが、10ページに記しております。分譲住宅と賃貸住宅に分けまして、住宅の戸数と現時点での入居戸数、自主退去の勧告、使用禁止命令といったものを整理しております。

それから、一番最後に、先ほど申し上げました12月6日の閣僚会合で政府として決めました危険な分譲マンション対策として、「地方公共団体と連携した総合的対策の実施」ということで11ページ以下3枚で記しております。簡単にポイントをご説明させていただきたいと思います。

この総合対策は、公共団体と連携して、地域住宅交付金を活用して総合的対策を実施するというものでございます。まず、地域住宅交付金は今年度から導入された制度でございます。公共団体が定める地域住宅計画に基づいて、従来、補助事業として行っていた事業、これを基幹事業と呼んでおります。それから、従来、地方単独事業として国の補助を得ないで行われていた事業、これは提案事業と呼んでおりますが、基幹事業であっても提案事業であっても、地域住宅計画に盛り込まれたものについては交付金でこれを支援するという制度でございます。これを活用して、危険な分譲マンション対策をやるということでございます。

それから、総合的対策と書いておりますが、「総合的」ということの意味は、危険な住宅から退去していただいて仮住居に住まわれる場合の移転費、家賃等を支援する。それから、危険な住宅を除却することを支援する。さらに、序却した後に新しいきちんとしたマンションを再建する、それも支援する。そういう意味で総合的を対策を実施して、できるだけ早く危険なマンションから退去していただいて、きちんとした住宅に住んでいただけるようにしていきたいという意味でございます。対象となる分譲マンションの要件は4点でございますが、明確に定めておりまして、まず構造計算書の偽装を原因としている。それから、違反建築物が建築されたこと自体について、居住者であります区分所有者に責めのないことという要件を置いております。それから2番目が、当該建築物の建築確認に重大な瑕疵があるということをや要件としております。3つ目が、区分所有者が自ら居住する

住戸が大部分であるという要件です。4つ目が、危険性に係る指標でございますが、地震強度の指標が0.5未満で、耐震改修によく対応は困難である。そのこともあって、基準法9条に基づく除却命令を受けたものであるということをお要件としております。

地域住宅交付金による具体的な支援の例でございますけれども、提案事業としては、移転支援のための居住者の方々の相談窓口を設置し運営する経費、それから移転費に対する助成、家賃に対する助成、除却費に対する助成。それから、新しいマンションをつくったところに従前居住者が戻り入居されますけれども、そのときの負担軽減。利子相当分についての助成といったようなことを例として考えております。

それから、基幹事業につきましては、従来からございます再開発事業の一環でございます劣悪な建築物を除却して、優れた建築物を建築することについての助成事業がございますので、この優良住宅物等整備事業を真ん中に据えまして、マンションの建替えを実施するということを考えております。

全体のスキームとしましては、まず居住者が建替え決議をしていただいた上で、これを公共団体に売却する。公共団体はこれを買取って、マンションを除却した上で再建築をするということでございます。これに対しまして、公共団体に国が地域住宅交付金で支援する。買取り、マンション除却のためのいろいろな権利書のコーディネート、再建築のためのコーディネートといった具体の仕事は、都市再生機構などが受託してこれをやっていくといったようなことを考えております。戻り入居については、改めて住宅金融公庫が融資するといったような形で支援していくことを考えております。

それから、全体の概念図でございますけれども、3ページ目、全体の13ページでございますが、従前のマンションは非常に大きな規模でございます。これをきちんとしたものに建て替えるということになりますと、それぞれ住戸の規模も圧縮されますので概念図としては背丈の低いものにしておりますけれども、このうち建物の除却費、新しく建築する建築物の共同施設整備費、それから新しいマンションを改めて取得される場合の利子負担相当分などについて、地域住宅交付金で財政措置しようというものでございまして、残りの白い部分は従前居住者が自ら負担してもらう部分というものでございます。

以上が経緯の概略と当面の政府の対応でございます。

次に、資料3-2に従いまして、国土交通省の今回事案への対応のポイントを、少し詳しくなりますけれども、時系列に従って整理しましたのでご覧いただきたいと思います。

今から振り返ると今回事案の一番の発端と考えられますのが、10月7日、金曜日でございます。イーホームズの関係者と名乗る者から電話がございまして、イーホームズは基準法において義務づけております帳簿を備えていないという旨の電話がございました。

この通報に基づいて、24日の月曜日に担当係長2名がイーホームズに立入検査を行っております。監督処分事由に該当する帳簿の不備を発見しまして、現場で確認書を取った上で帰ってきております。

その翌々日の26日の水曜日に、その立入検査を受けたイーホームズの社長から、実際に立入検査をしました担当係長に対しましてメールがまいりまして、「当社に申請され確認処分を下ろした物件（共同住宅）について、構造計算における認定プログラムの計算書が設計者により意図的に改ざん（偽造）された事案が発覚しました。事態が重要ですので、特定行政庁に通知する前にご報告に伺いたくお願いいたします」とのメールがありました。担当係長からは、通常案件での事柄であれば特定行政庁とやりとりをしていただくということを念頭に、「本件は申請者と貴社との問題だ」と回答いたしました。

翌27日に、イーホームズの社長から改めて「本件問題は、当機関が指定を受けている確認検査業務の範囲にとどまらない。プログラムの認定やディベロッパー設計事務所の許可免許等の問題に関わるもの」というメールを改めて受けました。そのほかに電話もいただきまして、28日にお目にかかりますという面談をセットしたところでございます。

28日に担当係長が面談いたしました結果、相談物件というのは工事中・未竣工の4物件であることを確認いたしました。今回事案を事務次官から11月17日に公表いたしましたところの発表資料で「10月26日、4件（工事中・未着工のもののみ）」と書いておりましたけれども、実際は今ご説明しました経緯でございまして、これは「10月28日、4件（工事中・未着工のもののみ）」の誤りであったものでございます。

それから、翌日にイーホームズ社長からメールが入っておりまして、これは土曜日ですので職員は事務所にいなかったわけですが、29日付けでイーホームズの社長から竣工済み7物件を含む11物件で偽装が認められるというメールが届きました。このメールは、担当係長が31日の月曜日に確認しました上で、担当係長からイーホームズ社長に対しまして、特定行政庁への通知をしてもらうこと、それから偽装の構造計算書を提出してほしいということをお願いいたしました。

この偽装されました構造計算書の提出につきましては、別途、構造担当の係長から11

月1日、これは翌日でございますが、翌日に提出してくださいということを電話でお願いしたところでございます。翌日は1日で、2日、それから3日は文化の日で休みの日でございますけれども、連休の谷間の4日になりまして偽装構造計算書一式、北千住でまだ着工していない1件分がイーホームズから提出されまして、住宅局はこの構造計算書の偽装内容、どういう箇所偽装され、どういう内容の偽装がなされているかということプログラム認定事務を行っております財団法人日本建築センターに依頼をいたしました。

このこととは全く独立しまして、ユーザーの役員3名が同日、来省しまして、イーホームズで確認を受けた案件で偽装されたものがあるということイーホームズから聞いた。確認事務でそういう見過ごしがあつたというのは、確認事務について制度を所管している国の責任だということ話をして帰っております。

それから、週が明けました7日の月曜日でございます。依頼してありました財団法人日本建築センターから、北千住の未着工1物件について構造計算書の偽装内容、箇所について報告がありました。構造担当係長がその偽装内容が大幅なものであることを確認いたしました。

これとは別に、参議院議員の山口那津男議員の秘書から、国土交通省の国会の政府連絡室を通じまして、マンションの確認についての国土交通省担当者を電話で教えてほしいという要求がありまして、担当者名、これは建築指導課の課長補佐でございますけれども、電話でお伝えをいたしました。

翌日、建築指導課の課内で打ち合わせを行いまして、大幅な偽装が竣工物件に及んでいるおそれがあるということで、緊急の対策を打ち合わせて着手いたしました。この日の夕刻にイーホームズから偽装物件が17物件となった旨の報告がありました。この報告がありました際に、偽装を行った設計者などに情報が伝わることを懸念いたしまして、イーホームズに対しまして関係者への連絡は待てという指示をいたしました。

また、この日の夕刻から翌朝にかけて、この17物件が賦存しますすべての関係特定行政庁に対しまして、翌日9日に打ち合わせをする、集まってくれという連絡をいたしました。

それで、9日でございますが、ユーザーの社長が来省いたしまして、建築指導課の課長補佐が対応いたしました。社長は、今回の建築確認でそういう重大な見過ごしがあつたということは国にも責任がある、大臣にもこのことは抗議するということコメントして

帰りました。また、ヒューザーの社長が建築指導課に参りました際に、ヒューザーの社長から、関係者、設計者も含めまして、偽装をやりました姉齒設計士も含めて話が伝わっているということを建築指導課において聞きましたので、イーホームズに対しまして、関係者への連絡について待つ必要はないということを電話で連絡をいたしました。

それから、最初の関係特定行政庁の打ち合わせを行いまして、国土交通省から情報提供、それから工事中・未着工のものの工事の停止の要請を行いまして、今後の対応を特定行政庁と協議いたしました。また、千葉県に対して、姉齒事務所に立入検査してくれということをお願いをいたしました。千葉県では、翌日10日を皮切りに、複数回、立入検査を実施いたしました。翌日10日にイーホームズから偽装物件が20物件になったという報告がございました。また、11月9日にヒューザーから、物件名のみでございましたけれども、情報提供のありました1物件の建築確認が東日本住宅評価センターという民間の確認検査機関によって行われたということを掌握いたしました。これですべてで21物件になったわけですが、イーホームズ及び東日本住宅評価センターに対しまして、構造計算書、構造詳細図等、関係書類の提出を要求いたしました。

さらに、違反是正指導の権限を有する関係特定行政庁に連絡をいたしまして、それぞれの該当物件について、設計者等に構造再計算をさせて、結果の報告聴取をしていただくように対応を要請いたしました。姉齒事務所に立入検査をやっております。

それから、翌11日でございますが、イーホームズから4つの物件について、これは竣工済みが2物件、工事中が2物件でございます。それから、東日本住宅評価センターから工事中1物件について、構造計算書、構造詳細図等の書類の提出がございました。住宅局では、この構造計算書、構造詳細図をもとに、関係者が集まりまして再計算などの検証をする作業手順の確認をいたしました。関係者の中には、国土交通省の建築研究所も入っております。それで、耐震性の検証作業に着手したところでございます。

この日、千葉県が2度目の立入検査を実施しております。それで、立入検査の報告がございました。本人が偽装リスト21物件のうち20物件について偽装したということを認めました。ホテルはやっていないということを供述したそうでございます。そのほかに1物件偽装したものがあつたことに言及したということでございます。それから、ヒューザーより国土交通省の建築指導課あてに配達証明郵便が届いております。

それから、翌12日の土曜日でございますが、夜、書類の提出がありました5物件につ

いて再計算による耐震性の検証作業を一応1ラウンド終えまして、直ちに竣工済み2物件が存在する特定行政庁、これは川崎市と船橋市に対して電話で第一報を入れました。再計算については、精査も必要でございますので、これは引き続き建築研究所を中心に進めまして、最終的には15日までこれを継続しております。

また、土曜日の夜までに残りの竣工済み12物件について、イーホームズから構造計算書、構造詳細図等の提出がありましたので、順次、再計算による検証作業に着手いたしました。

それから、日曜日は21物件すべての関係特定行政庁に対しまして、まず再計算を終えた5物件の結果に関する情報を提供いたしました。それから、月曜日に打ち合わせを行うので集まってほしいという旨を伝えました。それで、月曜日に21物件に係るすべての関係特定行政庁と打ち合わせを行いました。情報提供を行うとともに、今後の対応を協議しております。

15日にそういったいろいろな協議のことも含めまして、これまでの経緯を踏まえ、住宅局長から大臣に第一報を入れております。衆議院議員、伊藤公介議員がヒューザーの社長、それから東日本住宅の会長と来省いたしまして、住宅局の建築指導課長と面会をいたしました。面会が終わった後でございますけれども、伊藤公介議員が住宅局長と面会しております。

それから、16日の水曜日でございます。21物件、これは再計算を終えました5物件を含むのですが、すべての関係する特定行政庁の打ち合わせ3回目を行いました。5物件の再計算結果、それから当該5物件の設計者、施工者等から関係特定行政庁が報告を受けた結果を踏まえまして、偽装された構造計算書に基づいて工事が行われた場合、21物件すべてについて耐震性に大きな問題がある可能性が高いということに関係行政庁との間で確認したところでございます。

このことを踏まえまして、21物件すべてについて、関係特定行政庁から所有者、居住者へ通知を行うと同時に、公表する方針を確認をいたしました。

翌17日に、21物件すべての関係特定行政庁から当該物件の所有者、居住者への通知を行うと同時に、公表いたしました。併せて、偽装問題対策連絡協議会を設置をいたしました。それから、幾つかの通知も出しております。それから、これは記者発表をした後のやりとりでございますが、この日の夜半に船橋市の物件名を公表いたしました。これは、

居住者の方々といいますが、所有者の方々の了解を得て公表したというものでございます。

18日には、川崎市の所有者の方々の了解を得て物件名を公表いたしました。それから、第1回目の対策連絡協議会を開催いたしまして、情報を共有するとともに、居住者等に対する相談体制の整備等を申し合わせました。それから、竣工済みの14物件については、物件名は公表しておりませんが、構造、階数、用途、建築主、設計者、施工者等をこの時点で公表いたしました。

それから、21日の月曜日ですが、イーホームズ、東日本住宅評価センターに対しまして行政処分に向けた照会文書を発送しております。それから、竣工済みの14件について、構造計算をやり直した結果、それから、工事中・未着工の7件の物件名を公表いたしました。それから、千葉県が立入調査の結果掌握いたしました姉齒が仕事をしました194件の物件リストを所在する都道府県に送付をいたしまして、都道府県別件数を公表いたしました。国土交通省から同時に、千葉県のリストについて偽装の有無を確認してほしいと。偽装があった場合には、その場合の耐震強度値を報告するように依頼をいたしました。この日、ヒューザーよりファックスで建築指導課長あてに国土交通大臣あての上申書が届いております。

それから、22日の火曜日、翌日でございますが、第2回目の連絡協議会を開催をいたしまして、売り主に対する指導、受入れ住宅の確保等の調整を行うことを確認いたしました。同じく、この日にイーホームズ、東日本住宅評価センターから21日に照会しました文書に対する確認書が提出されております。

24日は木曜日ですが、姉齒の聴聞、それからイーホームズの立入検査を行いました。与党に対策本部ができました。公明党にも対策本部ができて、公明党が現地調査を行っております。

25日の金曜日は、イーホームズの支店に立入調査をしました。それから、公明党の本部から国土交通大臣に申入れが行われております。同じく、第3回目の連絡協議会を開催いたしまして、建築物の危険度の目安を確認して、12月中旬を目途に転居を促す自主勧告を行うことを申し合わせております。それから、国土交通省において、建築主3社に対しましてヒアリングを行っております。それから、特定行政庁に対しまして、千葉県の物件について、偽装の有無、偽装があった場合の耐震強度について報告を急いでもらうようお願いいたしました。

それから、関係省庁の連絡会合、局長級の第1回が開催されまして、各省庁と現状の情報共有をしたところでございます。それから、この日、民主党の国土交通部門会議（対策チーム）が開催されまして、京王のプレッソイン茅場町、初台2丁目マンションを視察しておられます。

それから、28日ですが、与党の対策本部が開かれました。実際に初めて開催されたという意味でございます。それから、関係省庁の課長クラスの幹事会合が開かれました。それから、衆議院の国土交通委員会が現地視察を行っております。

翌日、衆議院の国土交通委員会で参考人質疑が行われました。それから、関係閣僚の打ち合わせも行われました。それから、第2回の課長級会合もこの日行われております。

それから、30日の水曜日は、国土交通委員会で一般質疑が行われました。それから、関係省庁の局長級の会合が行われております。それから、与党の第2回の対策本部が開かれまして、政府に対する申入れが行われております。

それから、12月1日の木曜日ですが、自民党の国土交通部会が開催された。民主党の部門会議も開催されております。それから、国土交通省に緊急建築確認事務点検本部を設置して記者発表しております。4回目の連絡協議会も開催しております。

それから、2日は、江東区と墨田区のマンションの住民代表の方が国土交通大臣を訪問して要望書を手交しておられます。それから、総務省の自治税務局の固定資産税課が固定資産税について取り扱いを通知しております。

それから、12月5日でございますが、局長級の会合の第3回目を開いております。

それで、6日に、先ほどご説明しましたように、政府としての当面の対応を取りまとめまして、その中で総合的支援のスキームも明らかにしたところでございます。それから、公明党の対策本部が開催されております。それから、民主党対策本部から総理に対して申入れが行われております。

7日でございますが、衆議院の国土交通委員会で参考人質疑が行われました。5回目の連絡協議会を開いております。それから、不動産課からヒューザーに対しまして指導文書を手交しております。

8日は、参議院の国土交通委員会で一般質疑が行われております。それから、自由民主党の第1回の偽装問題プロジェクトチームが開催されました。緊急点検本部では、日本ERIに立入検査を行いました。順次これからずっと立入検査をしてきたわけござい

す。

それから、9日の金曜日ですが、社会民主党に調査チームが開催されました。この時点で関係特定行政庁に対しまして、木村建設が施工しました物件、掌握できている限りの物件の調査依頼を発出しました。

それから、12日の月曜日ですが、社会資本整備審議会の建築分科会が開催されまして、今回の問題を契機として、建築物の安全性確保のための建築行政のあり方についての諮問が行われまして基本制度部会が設置されました。それから、この日に関係特定行政庁に対しまして、ヒューザー、平成設計が関与した物件の調査も依頼したところでございます。

それから、13日について、本緊急調査委員会の開催について記者発表しました。それから、社会民主党の調査チームから官房長官に申入れが行われました。第6回の対策連絡協議会を開催しております。

それから、14日の水曜日に、衆議院の国土交通委員会で証人喚問が行われました。木村建設本社への立入検査を行っております。それから、関係省庁の連絡会議の課長級が行われております。

12月15日、昨日に局長級の連絡会合が開かれました。それから、自由民主党の第2回目のプロジェクトチームが開かれております。民主党の本部も開かれました。

それから、ここには書いておりませんが、本日、総合的な支援スキームについて、関係特定行政庁（公共団体）に対しまして、国土交通省の考え方を通知するとともに、できるだけ早く使用禁止命令、退去の促進を図ってほしいという通知を発出しております。

少し細かくなりましたけれども、以上が主な経緯でございます。

それから、建築確認制度について、主要な制度的な資料を資料3-3として整理しておりますので、これはご参考にさせていただきたいと思っております。説明は省略させていただきます。

住宅局からの説明は以上でございます。

巽座長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、皆様のご議論をいただきたいと思っております。自由活発にご議論をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

井出委員 細かいことですが、4ページに、イーホームズ及び東日本住宅評価センター

に対し、11月21日付けの行政処分に向けた照会文書を発送と。この内容は具体的にはどういふことでしょうか。

小川建築指導課長 具体的には、今回、見過ごしがあつたということでございますから、その個別についてどういふ状況であつたのかといふことを書面で報告いただきたいといふようなものを発送しております。

井出委員 具体的に行政処分といふのは、イーホームズや何かに対する行政処分といふことですね。

小川建築指導課長 そうです。まだ処分はしてありませんけれども。

井出委員 例へばどういふことが考えられるのですか。

小川建築指導課長 指定確認検査機関に対しては、業務停止あるいは取消しといふことが考えられます。

井出委員 それからもう1点。ユーザーよりファックスで小川さんあてに上申書が届いたと。差し支えなければ、この内容はどういふことでしょうか。

小川建築指導課長 基本的には、11月15日においでになつてお話をされたのと同じような内容でございますけれども、経営上、非常に難しい部分が出るので、いろいろ支援を願いたいといふような内容でございました。

井出委員 それから、もう1点よろしいですか。全体としてあれなのですが、木村建設倒産の理由といふのはどういふことだといふふうに思つたらよろしいのでしょうか。

小川建築指導課長 木村建設については私どもは直には伺つておりませんが、仄聞するといひますか、報道などを見ている限りにおいて、いわゆる金融といひますか、資金繰りの関係で難しくなつたといふようなことを聞いております。

井出委員 要するに、これだけインチキな安いものをつくつて、なおかつそれだけ負債があつたといふことは、これだけの問題ではないわけですね。それは推測にしかたないかもしれないけれども、大変な額の負債といふことになつていふわけでしょう。自分のところに13億円ぐらいあつたけれども、銀行からパツと差し止められてしまつてどうだかといふ話があつたとき出ていましたよね。しかし、実際の負債額といふのは70億円ぐらいあるわけでしょう。その辺が全然わからないわけです。

つまり、私がこれで最初に考えたのはチツソのことです。だから、生き長らえさせて、そして国に対して、あるいは被害住民に対して、できるだけの補償をするといふ仕組みが

あり得るかなと思ったら、パッと向こうから倒れてしまったという意味で、内容的にも非常に不審なのですけれども。以上です。

鳩委員 今後の議論のために、まず幾つかの疑問点というか、質問事項を羅列しますので、今すぐ答えられるものと答えられないものがあつたら仕分けしてお願いしたいのですけれども、まず第1に、10月7日にイーホームズから電話があつたということですが、国土交通省のほうとして、言ってみれば偽装耐震問題が住民の生命とか財産に非常に重大な影響を与えるというふうに認識したのは大体いつの時点なのかということが第1点です。

それから、この一連の経緯というのは、国土交通省と検査機関や民間の業者とのやりとりがずっと書いてあるのですけれども、マンションに住んでいる住民に対して、いつからどういう行動を行ってきたのかということももう1つ知らせてほしいということです。

それから、細かいことですが、11月7日に山口那津男議員から電話があつたというのですけれども、この内容は具体的に一体どういうことなのかということです。

それから、同じく伊藤議員が来られたときに、伊藤議員とヒューザーの社長が何を言ったのか。これは報道を見る限り、両方の言っていることがちょっと矛盾しているところがあるのですけれども、これは一体どういうことなのか。

それから、11月16日に居住者に21物件を通知したというふうに書いてありますが、先ほどの質問とも絡みますけれども、その前に居住者とはどういう接触をしていたのかということです。つまり、民間業者のほうが先にいろいろなことを言い出したのか、あるいは国土交通省が言い出したから民間の業者が居住者とああいう交渉を始めたのか、その辺の経緯です。

それから、物件名の公表というのがありましたけれども、11月18日だと川崎市の物件名は公表したけれども、構造とか階数とか、いろいろあるけれども、残りは物件名は公表しなかったと書いてありますが、物件名を公表した場合と公表しなかった場合の判断基準というのは一体何だったのか。結果としては、後からたくさんの物件が非常に問題だというふうに出てきたわけですが、この時点で判断基準が違ったのはどういうことなのかということです。

それから全体として、これは姉齒とヒューザー、あるいは木村建設に絡んだ物件が中心になって行われているわけですが、いろいろな報道から見ると、これらとは関係な

いところでも耐震性に問題がある物件が出ているというふうに聞いていますけれども、その他の物件について、どの程度の把握を今なされているのか。あるいは予測として、いろいろな検査機関に立入検査をしているということですが、現段階でどういう報告が上がってきているのか。つまり、この問題の広がりや深さというのはどの程度のものなのかということ把握されているのかどうかといったようなことです。

それから、最初のほうで居住者に対する公的支援といいますか、助成とか、いろいろな話がありましたけれども、今のところ、これもどこの範囲まで対象にしているのか。つまり、当初の7件とか、あるいは21件とか、あるいは姉齒が全体と関係している約60件とか、さらに言うと70何件という話もありますけれども、どこまで対象にしているのか。あるいは、今後、姉齒や木村やヒューザー、こういったところと関係のないものでも、こういう問題が出てきたときも対象になるのかどうか、その辺のお考えです。

それからもう1つは、今、私の知っているディベロッパーとか、建築業者のところには、マンションの管理組合とか住民といったようなところから、検査をしてくれという申し入れとか、あるいは自主的にマンション組合などが検査をするというケースも増えているようですけれども、その中で、例えば今までは欠陥住宅というふうに見られて、それはこれまでも大きな社会的な問題になっていたわけですが、場合によっては、こういう欠陥住宅は実は耐震性がきちんとしていないために、現在はひび割れとか、あるいは壁がズレているとか、土台がおかしくなっているという形であらわれているのか。本当にそういう構造問題とは関係のない欠陥住宅なのか。そこら辺に対しても、恐らく一般の人たちは相当疑問を持ってきているだろうと思うのです。耐震性が震度5以下であっても、いきなり倒れるわけではなくて、多分、最初は欠陥住宅というような現象で出てくるのではないかと、いうふうに私は思うのですけれども、今後そういった問題、つまり耐震性の問題だけではなくて、欠陥住宅という問題もどういうふうに取り扱うのか。その辺は国土交通省としてどう考えているのか。

多分、今すぐ答えられる問題とそうでない問題があると思いますので、その辺を今後の議論の土台として最低限その辺は知っておきたいというふうに思います。

巽座長 9項目ほどの質問事項が出ましたが、今お答えいただけるものについてお願いしたいと思います。

山本住宅局長 問題意識はよくわかりましたので、今この場で的確に説明できない部分

は次回にきちんと文書で整理して皆様にご説明させていただきたいと思えます。

それから、今回事案が国民の皆様の生命・財産に非常に重大な影響が及ぶという重大性の認識を私どもとしてどこで組織的にきちんと確認したかというのは、先ほどの経緯の表をご覧くださいますと、現実に構造計算書の書類を、これは未着工の物件ではありましたが、未着工・工事中でしたので現に住んでいる人が危険にさらされているという認識は当初はなかったわけですが、29日の土曜日に竣工済み7件についても偽装が明らかになったという情報がありまして、この情報自体は翌月曜日の31日に担当係長が目にして、やりとりをしているわけですが、実際にそれが耐震性に非常に重大な問題があるということ具体的に私どもが認識しましたのは、4日に提出されました構造計算書を直ちに建築センターで確認をお願いしまして、その結果が出ましたのが7日の月曜日でございます。それで、ここに書いておりますように、8日の火曜日に大幅な偽装が竣工物件に及んでいるおそれがあるということで、建築指導課として緊急の対策に着手したということでございます。

それから、住んでいる住民に対して、いつからどうしてきたかということでございますけれども、これは16日の特定行政庁と国土交通省の打ち合わせで確認をしたことでございますけれども、まず何といたしても、所有者、特に現に住んでおられる方、利用しておられる方々にこの事柄を通知をしなければいけないということを確認いたしまして、特定行政庁から翌17日にすべて通知を行っております。その後、売り主などと一緒に説明会に入っていくということになっていくわけでございます。特定行政庁から居住者に連絡したということが先でございます。

それから、山口参議院議員からのお問い合わせの内容でございますけれども、これは、ここにも書いておりましたように、国土交通省の政府連絡室を通じまして、政府連絡室のほうから紙がまいりまして、こういうことについてのお問い合わせがあるので、電話で連絡をするようにというメモがまいりました。このメモは次回提出させていただきますけれども、そのメモに従って、窓口を担当している補佐は、何々であるということ電話を返したということでございます。

それから、伊藤議員が来られたとき、伊藤議員ご自身、ヒューザーの社長は何を話したかということについては、次回、紙に書いて提出しますけれども、概略を指導課長からご説明させます。

小川建築指導課長 ヒューザーの社長さんがおっしゃっている内容というのは、19日の前、11月9日に一旦おいでになっておられるわけですが、そのときの内容とほぼ同じでございますけれども、国の指定した確認機関の確認を受けて建てている。それが今、危険性があると言われるというのは非常に困るということを盛んにおっしゃっておられました。したがって、例えば支援についてもというようなことはおっしゃっておりました。

寫委員 ヒューザー側は支援の具体的な内容についても要求しているのですか。

小川建築指導課長 はい。具体的なことではありませんが、公的に応援をしてほしい、あるいは応援をすべきだというような言い方でございます。伊藤議員は建築行政の仕組みについてはよくご存じないということでございますので、どちらかという、私とヒューザーの社長さんとのやりとりを聞いているというような状況でございました。

山本住宅局長 それから、私、先ほど言い間違えましたけれども、山口参議院議員のところから参りましたのは、山口参議院議員の秘書がこういうことを問い合わせたいと言っているという連絡が国土交通省の政府連絡室からまいりましたので、その紙は提出しますけれども、議員本人ではなくて秘書でございます。

それから、姉齒が仕事をした210物件のほかに、ヒューザーとか、平成設計とか、それぞれどういう物件があるかというのを整理しまして、今、大よそ470件くらい調査に入っております。それに加えて、先ほどご説明しましたけれども、建設業課が木村建設に入って雑工事まで含めて3,000件を拾っていますので、それはきちんと整理したいということと、それから証人喚問で総研がやりましたホテルが238あるというので、これも今リストを出してくれと総研に係官を派遣して徴収しているところです。

それから、幾つか優先順位をつけてやる必要があると思いますのは、証人喚問で木村建設ご自身が衆議院の国土交通委員会にリストを出されました。それぞれこういうホテルについては、誰が構造計算をやって、平米当たりの鉄筋が幾らだと。姉齒がやったところだけは姉齒と書いてあるのですが、そのほかは黒くつぶして、黒くつぶしたところも例えば平米当たり50だったり、70だったり、低いところがあるのだという資料を出されました。これについて物件を特定して、特に特定行政庁に調査を急ぐように今指示しつつあるところです。そういうような形で、一応入口は姉齒が仕事をした物件ですけれども、関係して、これは危険性があるというふうに掌握されたものについては、悉皆リストをつくって、特定行政庁と協力して偽装の有無、耐震強度の程度というのを今調べているところで

ございます。

寫委員 先ほどの住民への連絡というのが11月16日ですね。

山本住宅局長 11月17日のところに書いておりますように、17日に発表する直前ですね。

寫委員 これ以前に、例えば業者とか、あるいは報道とか、そういうような形でこの問題が浮上していたということはないのですか。

山本住宅局長 ありません。

寫委員 それはないのですね。それは、国土交通省が発表してから一挙に大きくなったというふうに考えていいのですね。

山本住宅局長 はい、そうです。

寫委員 それから、さっきの木村の3,000ぐらいで細かいというのは、マンションとか大きい建物ではなくて、一戸建てとか、そういうようなことですか。どういうものですか。

山本住宅局長 もちろん戸建てもたくさんありますし、改修工事とか、いろいろなものがあるので、中を見て問題があるものを抽出して、木村が今まで届け出た物件が200近くありますので、それとの関係などを整理しつつあるところですよ。そういうことで、危険性のあるところから土俵を整理しながら、優先順位をつけて問題を追求しているところでございます。

それから、公的支援の範囲でございます。これは、12月6日に関係閣僚会合で整理をいたしました当面の対応の資料を次回出させていただきますと思いますが、これにつきましては、先ほど3-1の11ページをご覧いただきたいのですが、対象となる分譲マンションの要件というものを非常に明確に厳格にしております。基本的には、この要件に合致するものが出てくれば、姉齒が関与していようが関与してまいが、どういうことであっても公共団体と一緒に支援をするという考え方で総合支援スキームは打ち出しております。

寫委員 ホテルとか、戸建てとか、そういう場合はどうですか。

山本住宅局長 これは、ここに書いておりますように、区分所有者が自ら居住する住戸が非常に危険なマンションであるということがポイントでございまして、それを生活の本拠にしている方が全く当てにできなくなったということが大前提でして、あとはホテ

ルと賃貸住宅経営です。自分でアパートを建てて経営しておられる方と、シノケンという建築主の場合は、お金を持っている方に区分所有建物の賃貸住宅として、投資用物件として売っておられるのです。しかし、いずれにしても事業者ですので、最終的な責任関係は時間がかかっても訴訟で責任関係を明らかにしてやっていただく、やっていただける力があると思っています。

ただし、それでも、例えばホテルを建てられた方は地方の中小経営者で、例えば商売をやめてその土地にホテルを建てたというようなケースもありますので、ホテル経営が成り立っていかないために倒産してしまうということもあり得ますので、建築主自体が倒産して危険な建築物が除却できないというような場合には、建築基準法に従って特定行政庁が除却するということはあると思います。そういう公の利益を実現するために公共が入っていくということはありませんけれども、総合的な支援スキームをそのまま適用するということは考えておりません。

あと、一般のマンションの住民の方々の不安に応えてどういうことをしていくかということ、これも次回出させていただきますけれども、当面の対応の中に細かく書いておりますけれども、基本的には、不安に思われる方が相談に来られればきちんと相談に応じる。耐震診断はやりたいということであれば、公共団体を通じて的確に支援すると。今、国にあります住宅建築物の耐震化のための補助事業は、市が耐震診断をおやりになる場合は、市が2分の1，国が2分の1で、全額公費で耐震診断ができる仕組みになっています。横浜市などはそういう制度を持ってまして、横浜市役所に自分のマンションの耐震診断をしたいと言っていければ、無料で耐震診断をしていただける仕組みになっています。あるいは、補助する場合は3分の1ずつで管理組合が3分の1負担するという形になっていますけれども、公共団体でぜひこの制度を活用してほしい、来られれば答えてほしいということを当面の対応では正面に掲げております。

実は、耐震構造安全性といいますか、耐震性と世の中でマンション居住者がいろいろ悩んでおられる欠陥マンションの問題がどういうふうに具体的に関係しているのだろうかという問題でございますけれども、関係していることが全くないとはもちろん言い切れないと思います。ですから、このことについては、不審に思われた方が的確に耐震診断をして事柄を明らかにしていくということが大事だと思いますので、今のような枠組みを使ってきちんと整理をしていくとういことだろうと考えているところです。

巽座長 ありがとうございます。今、口頭でかなりお答えいただきましたけれども、それ以外については次回、文書でお答えいただきたいと思います。

鳶委員 今言ったことももう一回まとめて文書にしてもらえますか。

巽座長 そうですね。そうしていただきたいと思います。

山本住宅局長 はい。

巽座長 それでは、和田委員、どうぞ。

和田委員 今は、主に起きてしまった事件をその後どう処理するかというお話が多かったと思うのですけれども、なぜこういうことが止められなかったかというほうの話でちょっと伺いたいと思います。

日本には日本建築構造技術者協会というのがあって、構造士制度を、すでに2,500人、プライベートに資格をつけて、中にはプライベートのままのほうがいいのだという考えと、やはり国が指定すべきだという20年ぐらいの活動があるのですけれども、そういう背景をもとに質問したいのですけれども、建築士法が1950年にできて、そのときに主事をやられていた方は、多分、戦前に実際に設計をやっていた方がやっていたと思うのです。すぐに卒業した方というわけではないでしょうし。それで、建築課の方も1級建築士も少なかったでしょうし、大きな建物がなかったから、1級建築士という1つのオールマイティの資格でできたと思うのですけれども、今回話題になっている建物は、ほとんど1981年に施工された新耐震設計法で設計されていると思うのですけれども、計算の仕方が若干難しくなって、それから25年たって、今ではそれほど難しい計算だとはみんな思っていないと思うのですが、2000年に限界耐力法という新しい方法ができて、それから、今年か去年にエネルギー法というのができて、もともと超高層ビルを設計するために、60m以上は免震などをやる評定というのがありましたが、全部で4種類の計算法が、10階建て以上のビルだと今あると思うのです。そういう理論づくりや、いろいろな委員会に私も出させてもらって、いろいろ言いますと、そんな理論では主事の方が理解できないから、もう少し事務的にチェックできるプロシージャーというか、手順にしてくれないかというご意見が多くて、すでにそのころから主事の方には無理な、逆に今日、小谷先生も来られていますけれども、欧米や日本の耐震技術の進歩と、それをわれわれ各大学や建設会社や設計事務所にいる一流の方たちが次々に先進的に進むのはよかったと思うのですけれども、それを最終的にチェックする方が今回の主事さんや民間開放された会社の方た

ち、民間開放された方たちの中にも超高層までできるE R Iのようなところには優秀なエンジニアがいることを私も知っているのですけれども、一般の建物をそういう方が担当されていないとすれば、このプロセスの中にわかっている人がいない。それから、今回、民間開放した理由が、建物の新築が余りにも多過ぎて主事さんの方ではお忙しくてできないということが1つと、構造だけでないのかもしれないかもしれませんが、主事の方はいろいろなことをやらなければいけませんから、構造の進んだ技術についていけないから、難しい建物は民間で審査していただいてというふうに、今回、特定行政庁でも見つかったというのが問題になっていますけれども、ある意味では、失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、特定行政庁はもう少し小規模なもののある意味でやっていて、大規模なものや難しいものは一般のほうにいていたのではないかという想像もするのですけれども。

そういういろいろな流れを考えて、そろそろ1級建築士というオールマイティで何でもいいことにするとか、それから、主事さんとか、そういう方がすべてを見るのは無理なので、特に構造の部分は、私個人としては、アメリカやヨーロッパ、フランスとかイギリスでやっているピアチェックという、Aという事務所の方が設計したら、それを確認検査機関が任意に選んだCさんかDさんとやるのが本当は一番いいと思うのですけれども、それはD事務所に行くのか、そこにいる誰かとやるのか、その辺もまだ余り深くは考えていないのですけれども、そろそろ審査機関の方に最新技術を追いかけることを期待するのはやめたほうがいいのではないかと思います。それで質問は、基準法の中の特に構造の部分がどんどん難しくなってきたときに、その仕組みの議論が多分同時にされていたと思うのですけれども、なぜ今このままになってしまっているのか。新聞記事などを見ますと、建築士の考え方を変えるというお話が出ていますけれども、その辺のお考えが聞けると幸いです。

山本住宅局長 非常に大事なご指摘だと思っております。今回のこういう経験を契機に、建築確認事務はやはり悉皆プロセスをきちんと検証して、民間確認機関だけでなく、これは立入検査で全部やりますけれども、特定行政庁でも見過ごしてしまったケースが25件出ているわけですので、これについては本省の点検本部できちんと事情聴取しまして、いろいろなことを整理しようと思います。整理した結果は建築分科会の基本制度部会できちんと論議をしていただいて、おっしゃったような非常に建設的なご提案も含めて、どういふふうな形にしたのが責任あるチェック体制になるのかというのは根っこからやっていき

たいと思っております。

和田委員 それから、先ほどの鳶先生のご質問にちょっと関係して、私も今、横浜に住んでいて、たまたま横浜の構造技術者協会の講演会に呼ばれていて、終わった後の会合で姉齒さんのやった図面を見せてもらったのですけれども、今、主に新聞やテレビの話題は耐震性がないという比率、 $Q_u$ を $Q_{un}$ で割った数字が小さいということなのですけれども、そこでパッと見せていただいたときに、プロの設計者たちが言う話では、われわれはベイと言っているのですけれども、梁と梁で囲まれた床スラブの面積が異常に大きいのがあるというのです。そうすると、耐震性が0.3というだけでなく、梁が妙に長いとか、床の面積が大きいということは、やはり先ほどおっしゃった欠陥住宅につながるとか、そういう話は今度、姉齒さんとか木村建設でなくても、構造の勉強は余りきちんとしていないけれども、学会や、いろいろな協会が出しているマニュアルを見ながらやっている初心者の方は、合法的なのですけれども、プロならこんな設計はしないという設計を相当やっているのではないかと思います。それはまた別の方から見せてもらった姉齒さんではない図面で、多分、デザイナーやディベロッパーの要求で、なるべく窓が大きく見えたほうがいいのかから柱を取ってほしいとか、薄い梁にしたほうが窓も大きく取れるとか、そういうものは合法的なのですけれども、いずれ欠陥が出やすい。そういう建築は、別に事件ではないですけれども、この2～3週間、いろいろな方に見せてもらって・・・。

それから、今度は小さな梁に無理にたくさん鉄筋を入れるとそれもまたよくないから、細い柱に無理にたくさん鉄筋を入れてもよくないということもありますので、われわれとしては、もう少し教育とか、そちらをきちんとやらなければいけないと私自身としては反省しているのですけれども、全国の方にそれをできるほどの力もないので。ですから、耐震性だけではない、別の欠陥があらわれる可能性は十分あると思います。

小谷委員 基本的な問題をお伺いしたいのですけれども、国土交通省としては、建築確認というものをどういうふうに捉えていらっしゃるのですか。建築確認というのは基準法の第6条に書いてあるのですが、すべてあらゆることに関して法に合っているということを一語一句全部チェックできるというふうに信じておられるのですか。やはり建築基準法ができた1950年ごろというのは、戦後の非常に乱れた時代であって、その時代に勝手に敷地を選んで、でたらめな建物をつくるというようなことが起こらないという、少なくとも最低のところだけを押さえるぐらいの考え方だったのではないかと思うのです。

それに対して現在問題になっているのは、構造計算がきちんと行われているかどうかということが問題になるのですけれども、一貫計算であれば、それは入力がわかっているならば、正しく計算ができているかどうかということを経験でチェックすることは非常に簡単にできると思います。ただ、手計算でやるような構造設計をされたときに、果してそれが合法的にすべての計算が行われたかどうかということを経験でチェックすることはほとんど不可能に近いのではないかと私自身は考えております。非常に難しい。それを特定行政庁の建築主事、あるいは民間の検査機関の人たちが一行一行、1つの式ずつ全部追っかけていって、これはきちんと合っているということまで期待しているのが建築確認だとしたら、私は時代錯誤ではないかという気がいたしますけれども、その辺は国土交通省としてはどういうふうにお考えなのでしょうか。

小川建築指導課長 審査については、当然ながら計算の過程についても審査をすべき事項ということになっておりますから、当然、計算のプロセスといったものを追っていただくということが必要ではないかと思っております。ただ、今回の事案は、まず1点、平面の鉄筋の入れ方などがかなり建築の作法に離れている、変わったやり方であると。それを見て計算書を追っていただく。これは、プログラムを使っていますが一貫計算ではございませんので、いわば計算のソフトを部分部分使いながら手計算をしているのと同じ状況でございます。今ずっと広がっておりますけれども、当初の21件については、最初からプログラムを追っていきますと、ある時点で当初設定された力がガクンと半分に落ちるといったパートが出てまいります。そこを追えば、少なくとも、そういう差し替えを途中でやったといったものについてはチェックすることができたのではないかというふうに思います。ただ、計算のプログラムで最近是非常にいわゆるスクリーンに写したものをコピーしたり、その中の字句を変えるとといったことが可能になりますから、そういったところまで手を入れられると、先生がおっしゃるように、ポイント、ポイントでチェックするのは非常に難しいのかなと、今はそんなふう感じております。

小谷委員 今回の問題が発覚したのは、確かに通常のわれわれが考えるような図面よりは鉄筋がはるかに少ないということがあったので、それで逆に何かがおかしいのだろうということがわかりますけれども、これはあくまでも氷山の一角であって、計算のプロセスを全部チェックするということをやるのであれば、鉄筋の量がそれほど減っていないケースであっても違法なものもかなりあり得ると思うのです。それをすべて合法にさせようと

いうふうなことを国がやろうとしますと、これはほとんど不可能に近い。私は、今、指導課長がおっしゃっていたような1つ1つの計算プロセスで、地震力の値があるところで半分に減っているというようなことを建築確認のプロセスで見つけるということはほとんどできないのではないかと思うのです。半分であれば極端なのでわかるかもしれないけれども、例えば90%に減っているというようなことを見つけるということはまずできないのではないのでしょうか。そういうような気がします。そもそも建築確認というものをどういうふうにお考えなのか。これを今後もずっとお続けになるのかということなので、もしも続けるとしたら、社会的にもかなり大変革をしないとやっていけないのではないかというような気がいたします。

小川建築指導課長 もちろん建築の設計、あるいは建て主、建築をつくる方、設計される方、そういった方々はいわゆる適正なもの、つまり法律に合ったものということでおつくりになるのが一義的な義務があるということがございます。ただ、建物の場合、一旦つくってしまうと、今回の場合もまたそうなのですけれども、一旦できてしまって、例えば第三者が住んでしまうとか、いろいろな形で使われている。あるいは、周辺の環境を非常に害するようなものができてしまうというような時点になってから直すのは非常に難しい。したがって、建て主、あるいは建て主から委託をされた設計者、施工者とは別の観点で設計の内容が法規的に適正であるかどうかをチェックする、そういう仕組みであるというふうに承知をしております。その部分をなくて済ますというふうにはなかなか社会的な問題としてはなかなか難しいのではないかと私は今思っております。

小谷委員 先ほど和田委員のほうから話が出たようなピアレビューというようなこと、これは、例えばアメリカですと、必ずしも国が、あるいは地方自治体がすべての建築構造、あるいは建築の設計というものに責任を持たない。それは、あくまでも施主と設計者の間の契約事項である。個人の事業である。何か問題が起こるとしたら、それは個人的に設計者に対して損害補償を求める。それを建築パーミットを出す市に対して損害補償を求めるというようなことは起こり得ない。これは日本の特殊な制度ではないかというような気がいたします。だから、この建築確認というものを本当に厳しく守らせるの、やるのだ、実行するのだということが根本精神であるとしたら、この委員会の立場というか、委員会で審議する事項がいろいろ変わってきそうな気がします。今回の非常に大きな耐震性の低減があったという、そのことを中心に検討しようということであれば、また違う話の仕方が

出てくるのではないかというような気がいたします。

巽座長 ありがとうございます。山田委員、お願いします。

山田委員 今のお話に関連してちょっとお尋ねしたいのですが、今のお話は建築確認というものをどのように捉えるかというお話だったのですが、現実の問題として、出された図面、計算書を確認をする側としては、これは斜め読みをするものなの。あるいは部分部分を綿密にチェックはするけれども、それは部分的である。何%とも言えないのかもしれませんが、例えば全体の2～3割見て調べたところがみんなきちんとなっていれば、ほかも大体ちゃんとなっているだろうというようなことで確認をしておられるものなのか。現実はどういうことなのでしょう。それは業者によっても違うのかもしれませんが、その違う中においても、ある程度こういうふうになっているということをつかまえていらっしゃるのではないかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

小川建築指導課長 現在の実態はどうかということについては、点検本部で実態を今究明しているところでございますけれども、例えば構造の審査のプログラムの使い方、そういったプロセスについて十分な理解があるかといったことについて、11月17日以降すぐアンケート等を実施をしたわけでございますけれども、そういったところでもやや混乱が見られるということがございまして、実際にどの程度プロセスを見ているのかどうかということは、今の点検の中で究明をさせていただいております。

和田委員 今、小谷先生からも見ることもできないとか、山田先生からも見ていられるのでしょうかとあったのですけれども、1950年から1970年ごろまでのことを余りご存じのない若い方もいると思うのですけれども、全部手計算でやっていて、今日はご専門じゃない方もいて済みませんが、モーメント図とか、例えば骨組みがたくさんあって、これとこれを代表的な骨組みとして選ぼうとして設計者が選んで、そして詳細な計算をするのですが、1階の柱が大事だから計算して、5階もやって、あとは10階をやる。そのころ、10階はなかったかもしれませんが、途中は柱の太さは上では70cm、下では90cmなら、途中は85cmにしようというような最終的な設計図にある流れというか、鉄筋の本数が上へ行くと徐々に減るとか、梁の大きさも下のほうほど大きくなるということで、もともと設計の方もすべての梁や柱を計算していたわけではないわけです。だから、その書類は十分……。私も若いころ、自分で手で書きましたけれども、人が読んだら読めるボリュームだったのですけれども、そこで問題は、コンピュータになってす

べてを入れてしまいますから、計算もすべて出てきてしまうわけですね。そうすると、全部確認するのですかという話になってしまって、本当に大事なものは、図面があって、先ほど言っていたような全体のストーリーというか、設計者の意図が審査する方に伝われば、それはそれで2人の目で法律に合っているかどうかをチェックするというのはなかなかいい方法だと思うのですけれども、今の電算機の中をテキストファイル的にいじり回されたら、それ全部をチェックするのですかといったら、できないというのが本当だと思うのです。ですから、手書き時代のいろいろな図とか、スケッチとか、そういうものが入ったもっと人間味のあるいわゆる構造計算書というものをつくれれば十分読めると思うのですけれども。

異座長 ありがとうございます。野城委員、お願いします。

野城委員 遅れて参りまして申しわけありませんでした。今お話しになったことに絡みますけれども、3つほど質問したいのですが、今後のこの調査委員会の範囲とか方向を考える意味で確認したいのです。

というのは、今日のテーマは国土交通省が緊急対応としてどうだったかということが主題ですけれども、それが多少まずいことがあったとすれば、今、先生方がお話しになったような、50年前につくられた制度が、現在の社会的、技術的な状況の中でどれくらい機能しているのか、機能していないかということについての現状認識がどれくらい当事者にあったかというところで、もしかすると、そこが機能している期待感が大きくて、一報が入ったときに想像力乏しく後手後手に回ってしまったことがあるかもしれないと思うので、やはり根っこは、先ほどから和田先生や小谷先生がおっしゃっているように、この制度をどういう捉え方をすべきかという点に遡って3つほど質問したいのですが、1つは、私の認識では、建物の安全性、品質というのは、一義的には、それをつくる専門技術者の倫理観というものがまず第1にあり、第2には保険機能のようなものがあり、第3に、どの国でもやっているようなビルディングパミット、日本でいう建築確認があるという認識を持っております。日本の場合は、その3つ目が市街地建築物法から建築基準法に変わった時点でむしろ緩んでしまった。つまり1本目、2本目が必ずしも成熟したわけではなく、3本目だけが不完全なままにこの半世紀きたというのが、まず諸外国の制度の枠組みとわれわれの今持っているところの見取りだと思うのです。

そういう中で、まず建築士法というプロフェッションが提起した法律と建築基準法が一

応セットになっておりますので、今回の件も想定外という、ある意味では一義的にはプロフェッションで倫理観があるという前提の中に、その鑄型として建築基準法があるということがあるわけでございます。その点の両輪がどれくらい機能しているのか、あるいはほころびがあるのかということを経済省のほうで認識されておられたかということがまず伺いたいところでございます。

続けていいですか。

異座長 3つとも言っていただいて、答えていただける範囲で答えていただきます。

野城委員 わかりました。ですから、今の点は、先ほど和田先生からご指摘があったような、民間のプロフェッションでもそういうところに絡んでいけるからということとも絡んでいます。

それと、第2点目は民間への委任ということでございますけれども、民間に委任する際に、箸の上げ下ろしでチェックするというやり方もあると思いますが、例えば通常のドラスティックな民間委任を行っているようなアングロサクソンの例を見ると、そこがそういう業務を行っているかという一種のキーパフォーマンス・インジケータとありますが、つまり今回の問題になっているようなケースであれば、そういった構造のチェックをしているかどうかということについてのチェックの度合いを評価するような一種の指標というものをつくって、それを見ながら委任がうまくいっているかどうかというようなことをしている例が多くございますけれども、今回の場合は、指定をした後、どのような検査の制度についてのフォローアップをしてきたかということも、今日のテーマではないかもしれませんが、伺いたいところでございます。

3つ目は、小谷先生や和田先生がおっしゃったことと絡みますけれども、特にそういった確認審査の現場にいる人々の人材、キャパシティといいましょうか、これも失礼な言い方になるかもしれませんが、特に和田先生がおっしゃったように、手計算で身体感覚が大事である、あるいは主事の方々が設計実務があった時代のあり方と、現在、主事の方々というのは恐らく大半の方は設計実務がないので、直感的に、例えば図面をご覧になっても、おや、おかしいぞということがなかったところも今回の事態を生んだ1つの原因だと思っておりますが、国土交通省として、そういった審査の現場にいらっしゃる方々の人材キャリア、あるいは能力という点についてどのくらい把握してこれらたのかということ。その3点について伺いたいと思います。

寫委員 関連でいいですか。

巽座長 では、関連でお願いします。

寫委員 先ほどもちょっと質問しましたけれども、さっき検査機関を全部検査すると言いましたが、これは民間だけではなくて、自治体の検査機関も検査しているのかどうかということと、こういう言葉は余りよくないのかもしれないけれども、民間の検査機関には中央とか国にいた人が民間へ出て、そして、そこでそういう新しい会社をつくってやっているケースが多いというふうに聞いているのですけれども、そういう実態はどうかということですか。

それからもう1つは、民間のほうは値段は高いけれども、ものすごく早い。公的機関のほうは、値段は安いけれども相当時間がかかる。そういうような問題が、例えば業者のほうにとってみると、コストや何かに対して、やはり民間の早いほうがいいと。あるいは、早いだけではなくて、なぜ早いかといえ、それは見過ごしてくれるからだというような意識が、これは両方の倫理観の問題とも絡んでいると思いますけれども、その辺の実態もしわかっている範囲があったら、今答えられなくても結構ですけれども、後できちんと出してもらいたいというふうに思います。

巽座長 今のお2人のご質問について、わかる範囲でお願いいたします。

小川建築指導課長 プロフェッションのほころびの認識でございますけれども、やはり専門分化が行われて、相互の技術の理解が進まなくなっているというようなことはよく言われてきているということがございます。ただ一方で、司法などの場では、逆にそういう専門家としての役割を以前より厳格に求めるというような判例も出てきているということで、建築士制度につきましては、私どもは本来、建築士に求めている役割をしっかりと果していただく。そのために監督処分等も厳正にするといった方向に今、舵をきりつつあったというような状況でございます。

具体的に言えばどういうことがあるかということ、名義貸しというような形で、自分は何ら設計行為には関与しないのだけれども、役所の審査を通すために自分の名前だけ出す。今回についても、実際には元請けの建築事務所が構造の設計図に自分の名前を書いているわけでございます。ところが、計算書なり、実際に作成をしたのは姉齒建築士であるというようなことがあって、元請けの建築士については知らなかった、構造のプロではないからわからなかったというようなことを言っておる。そういうようなことがプロフェッショ

ンのほころびとしては出てきているというふうな認識は持っていました。

それから、民間の委任についてのいわばパフォーマンスでございますけれども、これまでは指定をして、資格者がいて、それが業務量に応じて適切な数が確保されているか。それから、公正中立な業務を行うようなことになっているのかどうか。そういったところを見ることで指定当初の条件をそのまま継続してやっているかどうかということを見ていたのですけれども、個別個別の確認といたしますが、処分については、私どものほうの監督のチェックとしてはなかったということで、これは検討すべき課題ではないかというふうに思っています。

それから、人材の能力の問題でございますけれども、これはやはり図面を一目見ておかしいというようなことがわかるように、この専門家については、デザインのことが専門でも構造についてはある程度知識があるとか、設備についても、あるいは環境の問題とか、そういったことについてもある程度の知識はある。しかし、それ以上は自分は難しいので、いわばパートナーをお願いをして一緒に共同作業をする。そういう形で業務が進められている。大きな組織の場合は、会社の中で組織がある。小さな事務所の場合は、共同といたしますが、パートナー事務所というような形で協働している。そういうところで人材が育ってきているというふうな認識はしております。ただ、行政庁につきましては、なかなか自分で自ら設計をするというようなことが減ってきているということで、行政庁の中で自らが非常に能力のある技術者を育てていけるというような状況がだんだん薄れてきているということがあったのではないかというふうに見ております。

その行政庁についてでございますけれども、点検本部の中で、立入りというのはなかなか難しいわけでございますが、実際に都道府県とか行政庁の方においでいただいて実態をお話しいただく、そういう機会を持つことは予定をしております。

大河内委員 私は専門家ではないので、今までのお話をみな目新しく聞いていました。耐震性というと、耐震改修では高齢者の方々が今年もたくさん被害に遭われて問題にもなっていたのですけれども、こんなふうな消費者被害もあるんだなというふうに最近驚いていたのですが、耐震性に大きな問題がある可能性があるというような書き方ですと、具体的にどんなことなのか。先ほど畠さんがおっしゃっていたように、明日倒れるということではないと思うのですけれども、年内退去というようなことだと、本当に今しも壊れて何かしら人身的な被害が起きるのだろうかと思ってしまうですね。具体的にどのぐらい

なのかというのをすごく考えてしまうということと、建築というのは、素人から考えても、たくさんのプロの方が関わっていますよね。今、姉齒氏のことが問題になっていますけれども、国会の質疑を聞いておられますと、圧力を受けたというふうにおっしゃっていて、そのために偽造してしまったと。それだと、圧力を受けている建築士さんというのは世の中にたくさんあるのではないかというような気がいたしますし、そこに建築士さんのモラルだけを求めてもなかなか難しいと思うのです。

ですから、たくさんの方々が関わっているときに、素人ですと、どうしてミスが指摘できないのかなど。例えば現場でつくる方が、鉄筋があるときは8本だったり、あるときは3本だったりするということが絶対おかしいと思われるのではないかと思うのです。だから、そういうところでミスを指摘できるようなシステムというものができないと、いろいろなところがちゃんとしても、つまり、ごまかせば大丈夫だというふうになって、例えば罰が厳しくなっても、すり抜けることができれば大丈夫だというふうになってしまっているのではないだろうかというふうに思うのですが。

巽座長 そうですね。ありがとうございました。

時間の制約がございまして、一応6時までということになっておりますが、少し時間を延長していただくとは思っておりますけれども、どうぞご発言ください。

井出委員 1つだけ。大分いろいろ出ているのですが、私、前の新聞の切り抜きを調べましたら、1995年7月22日の朝日新聞に「耐震性の指標を強化。建築基準法見直しへ3年計画で建設省」というのが出ているのです。これはその後どうなったのですか。これは岡田恒男先生が中心になって、新建築構造体系総合委員会が3年計画で検討して、まとめ次第、法改正に着手するとあったのですが。1995年、10年前ですね。

山本住宅局長 阪神の後ですか。

井出委員 阪神の後、防災上重要で公共的な建物については耐震性をこれまで以上に高めることにすると。阪神大震災で揺らいだ建築物に対する国民の信頼を回復するためにも心して作業を進めたいと岡田先生は言っていたらっしゃるのです。

小谷委員 性能設計ですよ。基準法の改正が98年にあった、その元のもので。どうぞ、住宅局建築指導課からご説明ください。

小川建築指導課長 この部分について、1998年に建築基準法の改正をしております。このときに、今回の民間開放もあったのですが、もう1つ大きな柱が性能規定とい

うか、性能をより前面に出した基準にしましょうということで、その中で、先ほども和田先生のほうからご紹介いただきましたけれども、限界耐力計算法とか、そういう新しい計算法もできるようになったというようなことがございます。

井出委員 でも、この時点から逆に姉齒さんはいろいろなことをやり出しているんですよね。

小川建築指導課長 ただ、姉齒建築士のやった手法を見ますと、そういう限界耐力計算といったような高度な計算方法ではありませんで、いわゆる新耐震基準、これは1981年から実施されておるわけですが、そのオーソドックスな計算手法をずっと使っておられます。そのプロセスを計算ソフトを使ってやるわけですが、その計算ソフトを途中で改ざんをしているということでございます。

井出委員 これについては、つまり安全性向上ではなくて、迅速化のための開放だったというふうな指摘があるわけですね。この辺について住宅局のほうに反省はあるわけですか。

小川建築指導課長 民間開放につきましては、今でも年間75万件から100万件ぐらい建築の申請が出る。その当時、建築主事という形でそれをチェックできる方が全国で1,800人ぐらいと言われていて、非常にキャパシティがない。しかも、阪神大震災の教訓の1つは、実は確認をしっ放しで現場は全然ノーチェック。したがって、いわゆる施工不良をやっても野放し状態というようなことが問題ではないかと。したがって、中間に検査をする、あるいは最終段階の検査もする。そういう一番最初の入口から出口までをしっかりとやれる効率よい体制を整備すべきだろうということで考えまして、そのためには、公共団体の職員を増やすということは非常に難しい部分があり、また技術的に明るい、しかも公正中立に審査をできる方が民間であれば、そこにも事務をお任せできるのではないかとこの考え方に立ったものでございます。

井出委員 だけど、客観性といっても、結局はお客さんに対して厳しい査定はなかなか難しいですね。そこら辺で今度の問題というのが起きてきたのではないかとこのふうにならわかれは思うわけで、その辺について、われわれは割に性善説に基づいているわけですが、先ほどどなたかがおっしゃったように、やはり建築確認の実態と、それから先ほど野城先生がおっしゃった倫理観ですね。これはちょっとよけいな話ですが、私はアジアの留学生で日本に来た人たちと交流をしているのです。それで、マカティで5年前に会ったと

きに、マレーシアにいる東京医科歯科を卒業したお医者さんが、日本でシビルエンジニアリングやアーキテクチュアを勉強した人が、マレーシアに帰って国家公務員の試験を受ける資格がないのだと。なぜかというと、倫理を勉強していない、倫理が必修でない、こういうのは受けさせてもらえないという話があって私はびっくりしたのです。それで、当時の国際課長に聞いたら、本当にそうだというわけです。この後、オチがありますが、これはここではちょっと……。文部省の対応にびっくりしたのですが、そこら辺についてはばかりですが。ですから、まさに倫理の問題というのはあるのですが、これは今日の問題ではないと思うので、これ以上は控えます。

小谷委員 今、つぶれてしまうかどうかというようなことが問題になっているので、1つだけ教えていただきたいのですが、短期許容応力度設計はやっているのですか。というか、短期許容応力度設計も計算を偽装されているのですか。

小川建築指導課長 荷重を半分ぐらいに減らしておりますので、短期の一時でも許容応力度を超えています。

小谷委員 わかりました。

野城委員 1つは、これは次回以降で申し上げたいと思いますけれども、倫理の件については、先ほど和田先生がおっしゃったような職能団体のあり方と建築士法の関係で、どれだけ弁護士会のように倫理に反する者は除名して開業できなくするようなオートノミーに期待するのか、建築士法で締めつけるのかということを見極める必要があるかと思えます。

2点目は、これは全くお願いで不規則発言かもしれませんが、今日ご説明がありました調査中のマンションの中には、特定行政庁と民間検査機関が言っている数字が乱高下して、未だにまだ0.幾つかわからない中で非常に不安に陥れられている方がいらっしゃいますので、やはりそういう現場にできるだけ、一般的な不安になっている人以上に、当事者の方々に専門家の派遣などの支援をぜひお願いしたいと思えます。これはちょっと趣旨とは違いますが。

巽座長 ありがとうございます。まだまだご意見をいただきたいところですが、時間の制約もございますし、それから次回まだ5回ございますので、ぜひそこへ譲っていただきまして、また、資料としては事務局のほうでお出しいただけるといふふうに期待しております。

1つ、私から希望でございますが、この議論を進めていきますと、やはり制度の問題にも関わってくるわけですね。制度の問題は社会資本整備審議会で行っているということでございますけれども、密接な関連がございますので、ぜひ向こうの議論もこちらに反映していただいて、こちらの議論も向こうに反映していただくという相互の密接な関連を持ちたいということでございます。

それから、今日の貴重なご意見は議事録が何かをつくっていただきましたら、われわれ委員にはできるだけ詳しい議事録をいただきまして、それを読んで、言葉のニュアンスなども理解できるような議事録をいただいて、次の回の議論のベースにしたいと思っておりますので、その2点よろしく願いいたします。

小川建築指導課長 済みません、資料につきまして訂正がございます。資料3 - 2の5ページ目、11月29日、火曜日、衆議院国土交通委員会参考人質疑が行われたとございますが、11月29日の位置が間違っておりまして、2行上、つまり衆議院国土交通委員会が現地視察を行ったというところから29日でございます。済みません、訂正させていただきます。

巽座長 了解いたしました。

それでは、もう1つございまして、今後の進め方について議事を進めたいと思っております。よろしく願いします。

鈴木政策評価官 熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今後の進め方につきまして、ご提案とご説明をさせていただきたいと思っております。資料4 - 1と4 - 2という2つの資料がございますが、まず資料4 - 1「委員会開催スケジュール(案)」についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、本日第1回目、国土交通省住宅局からのヒアリングという形で実施させていただきました。第2回以降でございますけれども、第2回目は12月26日の月曜日、16時からお願いしたいということで、これにつきましては、事前に委員の皆様方にも日程だけお願いしておったかと思うのですが、そこでは、広い意味で行政対応という中には、やはり特定行政庁であるとか、指定確認検査機関の対応がどうであったのかということについていろいろと議論をしていただくというか、検証していただく必要があるかと思ひまして、第2回目では特定行政庁、指定確認検査機関からヒアリングをしてはいかがかというふうにご検討しております。

それから、今の関連で資料4 - 2をご覧いただきたいのですが、資料4 - 2はこれまでに偽装問題に関連いたしまして見逃しがあったと言われております確認検査機関6機関と、特定行政庁のリストでございます。こういった中から、時間の関係もでございますので、2カ所ずつぐらい選んでヒアリングをしてはどうかというようなことを考えておる次第でございます。

続きまして、第3回でございますが、第3回につきましては1月になりましてからでございますが、今度は行政の観点とは別であります、建築業とか不動産業をやっておられるような方々から見て、あるいは建築士さんから見て、行政対応上、こういったことが必要なのではないかというようなご意見を聞けるような場を設けてはいかがかというようなことを考えております。それが第3回目でございます。

それから、第4回では、それまでのヒアリング、それから本日のようなご議論を踏まえまして、それを整理したものを事務局のほうで用意いたしまして、これまでの行政対応上の問題にかかります論点整理といいますか、委員さん方で議論をしていただいて、今後そういった検証作業をしていただくということが第4回目でいかがでしょうかということになります。

それから、第5回目でございますが、そういったこれまでの対応の検証等を踏まえまして、今後の建築行政における緊急対応のあり方についての論点整理という形で、これも委員の先生方のご議論をいただければいかがかというふうに思っております。

それで、第6回ぐらいを目途に報告案を取りまとめというような形でスケジュールを進めさせていただければいかがかというふうに思っております。

以上でございます。

巽座長 次回は特定行政庁及び民間検査機関から聞き取りを行うということになっております。これは数も多いわけでございますが、どこの機関から聞き取りをなさろうとしているのか、何かお考えがございましたら。

鈴木政策評価官 まず、これは私どものほうから仮に提案させていただきますと、特定行政庁につきましては、ご覧いただきますように、数も非常に多うございますし、特に集中しているところもございませんので、もし委員の皆様から、ここが聞きたいという特段のご要望がございましたら、事務局のほうで座長とご相談をさせていただいて、この中から2カ所ぐらい選ばせていただくという形にさせていただければいかがかと

いうふうに思っております。

また、指定確認機関につきましては、やはり偽装について多数の報告が寄せられておるということで、イーホームズと日本 E R I 株式会社がよいのかなということを事務局としては考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

巽座長 今のようなご説明でございますが、何かご意見がございましたら。

山田委員 業者は、ただいまご報告があったとおりでよろしいかと思うのですが、私は素人なのでわかりませんが、この指定検査機関というのは全国に何社あるのか。聞くところによりますと、イーホームズや E R I は大手だと聞いておりますが、それは聞いているというだけで実数がわかりませんので、例えばそれぞれ何%ぐらいの仕事を受け持っているのか、あるいは何件ぐらいの仕事を年間なり一定の期間内に受け持っているのかということの一覧表を、できたら事前にいただいたほうがわかりやすいのですが、間に合わなければ当日でもお願いをしたいというふうに思います。

鈴木政策評価官 承知いたしました。では、これはまた資料として用意させていただきまして、何社あるか、主な会社のシェアみたいなのところでしょうか。

山田委員 はい。それと関連しまして、その業者と特定行政庁との取り扱い件数、比率の割合、それがどの程度どうなっているのかという実態を知らせていただけたらと思います。

鈴木政策評価官 承知いたしました。では、それは事務局のほうから住宅局のほうにオーダーいたしまして提出させていただくようにしたいと思います。

巽座長 そのほかいかがでしょうか。

野城委員 特定行政庁の選択に当たりましては、具体的にはお任せしたいと思いますが、できれば性格の違うところをお選びいただきたい。例えば規模等において、同じような性格のところにも2者来ていただいても実質は見えてこないもので、そこら辺はご配慮いただけたらと思います。

鈴木政策評価官 はい。

巽座長 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

山田委員 日程についてでもよろしいでしょうか。

巽座長 どうぞ。

山田委員 日程について今伺ったのですけれども、3回以降は中旬、下旬とあるだけで

してまだ決まっていけないのですが、いつごろ決まるものなのでしょうか。私どもは3カ月、半年先まで日程が入っておりますので、極力早めに教えていただけないと出席できないということも出てきてしまいますので。

鈴木政策評価官 実はその件で後ほどお願いしようと思っておりましたが、この際よろしいでしょうか。お手元の資料に、1月、2月、3月の日程表というものをお配りさせていただいております。一番下についているかと思うのですが、実は1月、2月、3月というのは非常にお忙しい時期だろうというのは重々承知の上でございますが、そういった中でできるだけ多くの先生方にご出席を賜りまして委員会を開催したいというふうに考えておりますので、あらかじめこの日程表のほうにご都合の悪い日をお書きいただきまして、後日、ファックスでも結構ですし、今日、お手元に返信用の封筒をお配りさせていただいておりますので、それによりまして、私ども事務局あてにお送りいただきましたら、それを確認しながら早めに日程を詰めていきたいと考えてございますので、できましたらご協力をよろしくお願ひしたいということでございます。

巽座長 よろしゅうございますか。

それでは、今後の進め方につきましては、ただいまのご意見を踏まえて進めることにしたいと思います。また、次回会議におけるヒアリング対象は、特定行政庁については事務局と相談して決めることにいたしまして、指定確認検査機関については、件数の多いところとしてイーホームズと日本E R I株式会社から聞き取りということもイメージしているわけでございますが、先ほど野城委員からのご意見もございまして、そのことも勘案いたしまして決めたいというふうに思います。

貴重なご意見をたくさんいただきまして、誠にありがとうございました。まだまだご意見があるかと思いますが、次回以降にお出しいただきまして、今日は時間の関係もございまして、少し時間をオーバーいたしまして誠に恐縮でございますが、本日の会議はこれまでとさせていただきます。

このあたりで議事の進行役を事務局にお返ししますので、よろしくお願ひします。

鈴木政策評価官 本日は大変ありがとうございました。それでは、佐藤事務次官のほうから一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

佐藤事務次官 事務次官の佐藤でございます。一言お礼とお願ひを申し上げたいと思います。

師走の大変お忙しい中で、急遽、委員をお引き受けいただきまして、また本日はご出席いただきまして本当にありがとうございました。これから月2回という大変なペースでご審議いただくということで、ぜひまたよろしくお願ひ申し上げたいと思うのですが、1点、実はこれは進行中の事案なものですから、多分データの的にも毎日毎日変わってきている、こういう状態の中でございます。そういう意味では、緊急事態対応という点について、現実に今日・明日はどのようにするかというようなご議論を議論の中で先生方にもこうしてご審議いただくということでございますので、ぜひそういう面からのアドバイスもお願ひしたいと思う次第でございます。本当にお忙しい中恐縮でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

鈴木政策評価官 本日は、長時間にわたりましてご議論いただきまして誠にありがとうございました。次回の日程につきましては、先ほど申し上げましたとおり、12月26日、16時から、この建物の10階に共用大会議室というのがございます。ちょっと広い部屋で恐縮でございますが、そちらのほうを取ってございますので、そちらで開催をさせていただきます。開催案内につきましては、後日送付させていただきます。

また、先ほどのご議論の中で、今回はヒアリングをメインの議題とさせていただきますけれども、幾つか宿題が出ております。こういったものにつきましては、住宅局のほうで対応させていただきたいと思ひます。また、今日の議論も考えますと、住宅局のほうにはどなたか毎回出ておいていただいたほうがよろしいのではないかという感じがいたしておりますけれども、どうでしょうか。そういう形で事務局とは別に、参考人のような形になるかと思ひますけれども、住宅局のほうにも出ていただければというふうに思っております。

巽座長 そのほうがいいと思ひます。

鈴木政策評価官 大変長時間にわたりましてご議論ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第1回の構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会